

第4章 平均給与額

目次

第1 平均給与額について	
1 平均給与額とは	P 1
2 平均給与額の算定の基礎となる給与の種類	P 1
第2 平均給与額の算定方法	
1 算定方法の種類	P 1
2 算定にあたっての留意事項	P 2
3 一般的な計算方法	P 3
4 特殊な場合の算定方法	P 5
5 補償を行うべき事由の生じた日における基本的給与を基礎とした算定方法	P 6
6 災害発生日の属する年度の翌々年度以後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算	P 7

凡例

地公災法又は法	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
施行令又は令	地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）
施行規則又は規則	地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）
業務規程	地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号）
労災法	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
地公法	地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第1 平均給与額について

1 平均給与額とは

平均給与額は、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償や関連する福祉事業など、多くの補償・福祉事業の支給額の根拠となる、1日当たりの給与の額です。これに一定の割合又は日数を乗ずることにより支給額を決定します。

2 平均給与額の算定の基礎となる給与の種類

○給料

○諸手当

管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（※）、特地勤務手当（※）、へき地手当（※）、農林漁業改良普及手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当、地方公営企業職員に支給される手当 ※は準ずる手当を含みます。

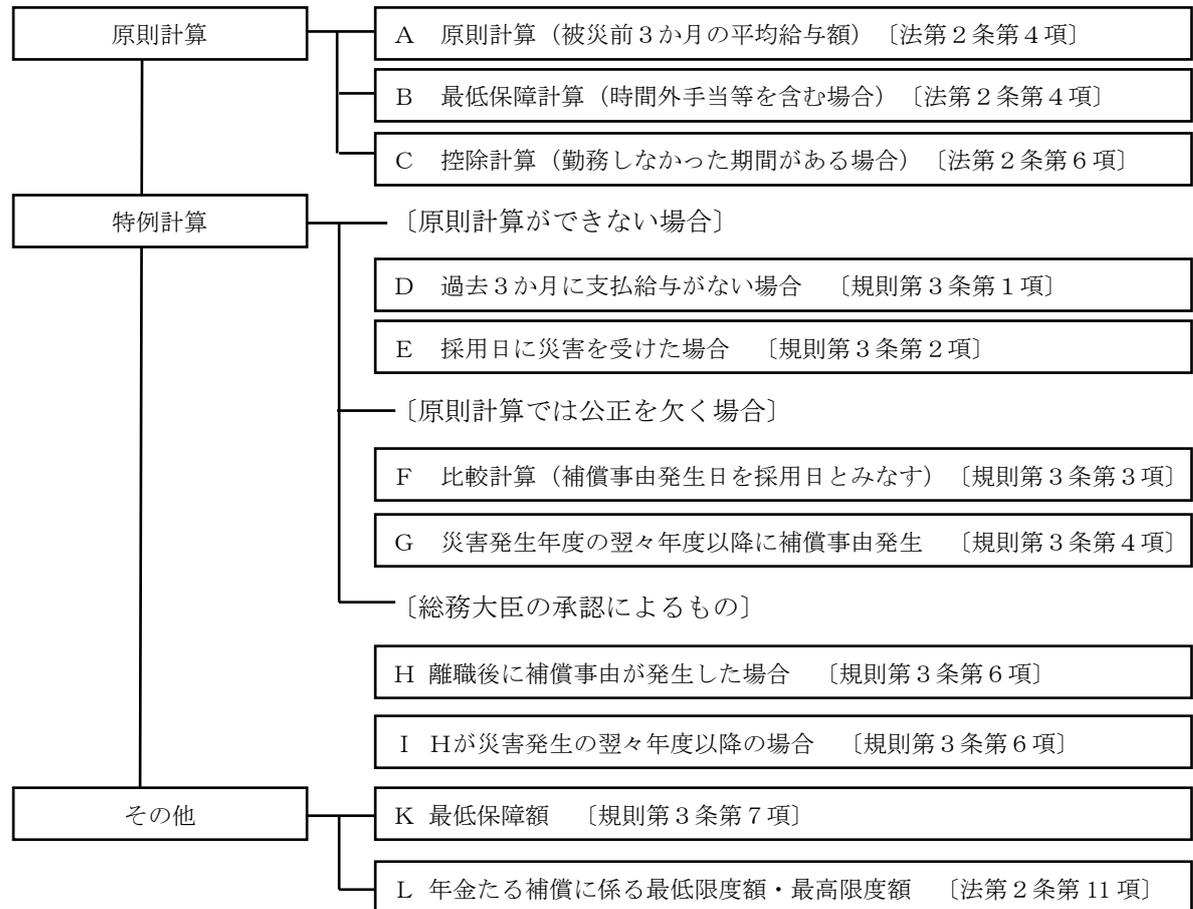
注1) 臨時的な給与である期末・勤勉手当は含まれません。

注2) 常勤的非常勤職員の場合は、上記の給与に相当する給与が対象となります。

第2 平均給与額の算定方法

1 算定方法の種類

給与形態や被災前の勤務状況などにより、次のような計算方法を用いて算出します。



※上記は平均給与額算定書の区分に対応。この他、外国の機関等に派遣されている場合の特例があります。

平均給与額は、上記1のいずれか一つの方法によるのではなく、個々の事例に応じて二つ以上の方法で算定したうえで、最も高い額で平均給与額を決定するのが通例です。以下の図は、補償の事由と平均給与額の算定方法の組合せを示したものです。

なお、算定された平均給与額に1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げることとされています。（計算途中での端数処理は行いません。）

ケース	算定方法												
	A	B	C	C'	D	E	F	G	H	I	K	L	
① 原則計算 (法第2条第4項)	○						○						年金たる補償以外の場合 ○
② 過去3か月間の給与に時間外手当等が含まれる場合	○	○					○						
③ ①で過去3か月間に勤務しなかった日がある場合	○		○				○						
④ ②で過去3か月間に勤務しなかった日がある場合	○	○	○	○			○						
⑤ 採用月に災害を受けた場合など		△	△	△	○		○						
⑥ 採用の日に災害を受けた場合						○	○						
⑦ 災害発生日の翌々年度以降に補償事由が発生した場合	○	△	△	△			○	○					
⑧ 離職後に補償事由が発生した場合	○	△	△	△					○				
⑨ ⑧で災害発生日の翌々年度以降に補償事由が発生した場合	○	△	△	△					○	○			

※ ○は「算定を要する。」、△は「必要に応じて算定を要する。」ものです。

※ A～Lは、平均給与額算定書の記号に応じた算定方法です。（1ページの算定方法に符号）

2 算定にあたっての留意事項

平均給与額の算定は、被災職員の所属部局が行い、任命権者は次の資料を添付します。

ア 給料表

算定書に記載されている給料の額が確認できる給料表の写

イ 給与支給明細書

算定書に記載されている各月の給与の支給額が確認できる給与支給明細書の写

ウ 諸手当の算定資料

諸手当がある場合は、算定基準を明らかにする資料（条例等の写）

エ 給与改定の算定資料

算定基礎となった給与が遡及して改定された場合、改定の基準を明らかにする資料（平均給与額算定時点で改定が未確定の場合は、確定した時点で再計算し差額を支給）

オ 勤務した日数を明らかにする資料（算定書に記載された勤務日数及び控除日数が確認できる出勤簿の写）

3 一般的な算定方法

(1) 原則計算（平均給与額算定書（A）欄）

過去3か月間（※）の給与総額 ÷ 過去3か月間の総日数（暦日数）

※ 災害発生月の前3か月を表します（以下同じ。）。

※ 給与が遡及して改定された場合は改定後の額で算定します。また、時間外勤務手当、特殊勤務手当のように勤務した日の翌月に支払われる給与は勤務した月に支払われた給与として取り扱います。

※ 寒冷地手当は、災害発生日に支給地域に在勤し、かつ、同日以前の直近の支給日に同手当を受けた場合に算定します。算定方法は、基準日から災害発生日までの期間の支給額を365で除して得た額に、平均給与額の算定の基礎となる総日数を乗じて得た額を平均給与額に加算します。

○原則計算の算定例①

	7月	8月	9月	10月24日	
	算定期間			災害発生日	
給与期間	7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計	
総日数	31日	31日	30日	92日	
勤務した日数	23日	21日	20日	64日	
給 与	給料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円
	扶養手当	20,500円	20,500円	20,500円	61,500円
	調整手当	27,420円	27,420円	27,420円	82,260円
	住居手当	7,500円	7,500円	7,500円	22,500円
	通勤手当	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円
	時間外勤務手当	19,160円	17,244円	22,992円	59,396円
	計	338,280円	336,364円	342,112円	1,016,756円

【計算方法】

$$\begin{aligned} \text{◎平均給与額} &= (\text{7月～9月の給与総額}) \div (\text{7月～9月の総日数}) \\ &= 1,016,756円 \div 92日 = 11,051.69円 \approx 11,052円 \text{（円未満切上げ）} \end{aligned}$$

○原則計算の算定例②

4月1日に採用された職員が5月16日に被災した場合



給与期間	4月1日から 4月30日まで	計	
総日数	30日	30日	
勤務した日数	21日	21日	
給 与	給料	129,800円	129,700円
	調整手当	12,980円	12,980円
	住居手当	7,000円	7,000円
	通勤手当	12,000円	12,000円
計	161,780円	161,780円	

【計算方法】

$$\begin{aligned} \text{◎平均給与額} &= (\text{給与総額}) \div (\text{総日数}) \\ &= 161,786円 \div 30日 = 5,392.56円 \\ &\approx 5,393円 \end{aligned}$$

(2) 最低保障計算（平均給与額算定書（B）欄）

過去3か月間の時間外手当等（※1）の総額	×	60	+	過去3か月間のその他の給与
過去3か月間に勤務した日数（※2）		100		過去3か月の総日数

※1 勤務した日・時間又は出来高払制によって算定される給与です。

※2 現実に勤務した日及び給与の支給対象となる日（有給休暇、職専免、祝祭日など）です。

(3) 控除計算（平均給与額算定書（C）欄）

過去3か月間に勤務しなかった期間（※1）があるときは、原則計算及び最低保障計算の算定に当たり、その日数（※2）及びその間の給与（※3）を控除して計算します。

※1 負傷・疾病により勤務できなかった日、産休・育休により勤務しなかった日などで、法第2条第6項各号で規定する事由に該当する日数です。

※2 勤務を要しない日、休日等を含み、1日の一部が控除事由に該当するときも、その日を全て勤務しなかったものとして控除します。

※3 控除する給与は、以下により算定した額です。

$$\begin{aligned}
 & \text{〔月額で支給される給与の月額／その月の総日数（暦日数）×控除する日数〕} + \\
 & \text{〔平均給与額の算定基礎の寒冷地手当/365×控除日数〕} + \\
 & \text{〔控除する日に行った時間外勤務に対して支給した時間外手当等〕}
 \end{aligned}$$

○控除計算の算定例

10月13日に災害を受けたが、7月9日から7月13日まで、9月19日から9月22日まで私傷病で休んでいた場合

	7月	8月	9月	10月13日	
	勤務せず		勤務せず	災害発生日	
給与期間	7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計	
総日数	31日	31日	30日	92日	
勤務した日数	23日	21日	20日	64日	
給 与	給料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円
	扶養手当	20,500円	20,500円	20,500円	61,500円
	調整手当	27,420円	27,420円	27,420円	82,260円
	住居手当	7,500円	7,500円	7,500円	22,500円
	通勤手当	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円
	時間外勤務手当	19,160円	17,244円	22,992円	59,396円
	特殊勤務手当	22,833円	22,833円	22,833円	68,499円
	宿日直手当				
	日額特勤	4,370円	5,750円	4,370円	14,490円
	計	365,483円	364,947円	369,315円	1,099,745円

【計算方法】

◎原則計算による額

$$1,099,745円 \div 92日 = 11,953.75円 \dots \dots \dots A$$

◎採用の日から災害発生までに支払われた給与の総額

(4月1日から4月15日までの給与総額)

給料+扶養手当+調整手当+住居手当+通勤手当+時間外勤務手当	
= (129,800円×(15日-4日)÷(30日-8日)	給料
+16,000円×(15日-4日)÷(30日-8日)	扶養手当
+14,580円×(15日-4日)÷(30日-8日)	調整手当
+7,500円×(15日-4日)÷(30日-8日)	住居手当
+12,000円×(15日-4日)÷(30日-8日)	通勤手当
+4,790円	時間外勤務手当
=94,730円	

◎平均給与額

$$(4月1日～4月15日までの給与総額) \div (4月1日～4月15日までの総日数)$$

$$= 94,730円 \div 15日 = 6,315.33円 \approx 6,316円$$

(2) 採用の日に災害を受けた場合の計算(平均給与額算定書(E)欄)

現実に支払われていると否とにかかわらず、災害発生の日において給与法令上その職員について決定されている基本的給与の額の合計額を30で除して得た額が平均給与額になります。(規則第3条第2項)

また、その給与の種類及び額は、給料及び扶養手当の月額、給料及び扶養手当の月額に対する調整手当の月額、特勤手当(これら準ずる手当を含む。特殊勤務手当でないので注意のこと。)の月額並びにへき地手当(これに準ずる手当を含む。)の月額又はこれらに相当する給与の月額です。

なお、職員が採用された日に災害を受ける例はめったになく、この計算方法が本来の場合に用いられることは現実にはほとんどありませんが、この計算方法は、次の「比較計算」において必ず用いられる関係から重要な意味を持っています。

◎採用された日に災害を受けた場合の算定例

【計算方法】

◎平均給与額

$$(基本的給与) \div 30 = [(給料) + (扶養手当) + (調整手当) + (特勤手当) + (へき地手当) + (単身赴任手当)] \div 30$$

$$= (174,400円 + 0円 + 13,952円 + 0円 + 0円 + 0円) \div 30 = 6,274.40円 \approx 6,275円$$

5 補償を行うべき事由の生じた日における基本的給与を基礎とした算定方法(比較計算(平均給与額算定書(F)欄))

数年の長期にわたって療養を行った後、後遺障害を残して治癒したことで障害補償の支給事由が生じた場合、災害発生時点の平均給与額に基づき補償を行うことは、その間のベースアップ等による給与水準の変化等が反映されないため、他との均衡上公平を欠くような状態が生じます。

このため、治癒日など補償を行うべき事由の生じた日を採用の日とみなし、規則第3条第2項(前記4(2)の例)の規定に基づき計算した額が、前記の3及び4の計算によって得た額よりも高額となる場合には、この額を平均給与額とします。(規則第3条第3項)

また、補償を行うべき事由の生じた日とは、補償の種類ごとに次に掲げる日です。

補償の種類	補償を行うべき事由の生じた日
休業補償	療養のために勤務することができず、給与を受けない日
傷病補償年金	療養開始後1年6か月を経過した日以後において治ゆせず、かつ、傷病による障害の程度が傷病等級に該当することになった日
障害補償	負傷又は疾病が治ゆし、障害等級に該当することになった日
遺族補償	死亡した日
葬祭補償	死亡した日

なお、常勤的非常勤職員で給与が日額で定められている職員に係る比較計算は、補償を行うべき事由が生じた日における給与の日額に21を乗じて得た額を30で除して得た額とします。

○比較計算の算定例

平成27年7月16日に被災し、約1年の療養を継続した後、平成28年6月26日に後遺障害を残して治ゆした場合

4月 | 5月 | 6月 | 27年7月16日 | 28年6月26日

原則計算の算定期間 | 災害発生日 | 治ゆ

【給与の内訳】

平成27年4、5、6月の給与総額	590,290円
平成28年6月26日現在の基本的給与額	206,870円

【計算方法】

◎原則計算

$$(4月 \sim 6月の給与総額) \div (4月 \sim 6月の総日数)$$

$$= 590,290円 \div 91日 = 6,486.70円 \dots \dots \dots A$$

◎規則第3条第3項による計算

$$平成27年6月26日現在の基本的給与額 \div 30$$

$$= 206,870円 \div 30 = 6,895.66円 \dots \dots \dots B$$

◎平均給与額 (A、Bの比較)

$$6,486.70円 < 6,895.66円 \Rightarrow 6,896円$$

6 災害発生日の属する年度の翌々年度以後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算（平均給与額計算書（G）欄）

年金たる補償の支給事由が生じた日が災害発生日の属する年度と同一である場合、その平均給与額は、災害発生の属する年度の翌々年度以後、補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分毎に毎年度総務省の告示により定められるスライド率（以下「年金スライド率」という。）を乗じた額に改定されます。

一方、災害発生日後相当期間経過後に補償事由が生じた場合は、通常は災害発生日における平均給与額が補償事由発生日における比較計算による平均給与額より高くなることが多いので、災害発生日の属する年度から年金を受けている者に比べて、補償事由発生日までの間の年金スライド率が反映されないため、不均衡が生じます。

このため、災害発生日を補償事由発生日とみなして前記3～5により計算した平均給与額に災害発生日の属する期間の区分に応じて総務大臣の定める率（年金スライド率と同じ率）を乗じて得た額と補償事由発生日における比較計算による額の高い方の額を平均給

与額とすることとされています。

なお、この計算を行うにあたっては次の点に留意する必要があります。

災害発生日を補償事由の発生日とみなして計算する場合に、当該災害発生日が昭和60年4月1日前であるときは、同日において補償事由が生じたものとみなして計算します。

7 その他の計算方法

前記3～6の計算方法でも平均給与額が公正を欠く場合は、規則第3条第4項及び第5項により基金が総務大臣の承認を得て定める算定方法等によることとされており、その概要は次のとおりです。

(1) 職員の離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算（平均給与額算定書（H）欄）

職員の離職後に補償を行うべき事由が生じた場合は、現実には受ける給与がないので、比較計算ができません。

このため、在職者の比較計算に準ずるものとして、その職員が離職時に占めていた職に引き続き在職していたならば補償事由発生日において受けることとなる基本的給与の額（在職時の等級号給を固定し、かつ、離職後は扶養親族の異動がなかったものとする。）を基礎として比較計算の例により計算します。

この場合、調整手当についてのいわゆる異動保障並びに特地勤務手当、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び単身赴任手当については、離職当時支払われており、かつ、補償を行うべき事由の生じた日とその補償期間内にある場合に限り対象となります。

(2) 職員の離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合（平均給与額算定書（I）欄）

災害発生日を補償事由発生日とみなして(1)により計算した額を補償事由発生日における比較計算による額として6の例により平均給与額を算定します。

(3) 最低保障額（平均給与額算定書（J）欄）

3～7(2)までの計算方法によって得られた額が、3,930円に満たない場合は3,930円を平均給与額とします。（年金たる補償を除く。）

(4) 最低限度額及び最高限度額

ア 最低限度額及び最高限度額（平均給与額算定書（L）欄）

年金たる補償及び休業補償（療養開始後1年6か月を経過した日以後分）については、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額が定められており、3～7により算出された被災職員の平均給与額が、当該職員の年齢の属する「年齢階層」に係る最低限度額を下回り、又は、最高限度額を超える場合は、当該最低限度額又は最高限度額を平均給与額とします。

なお、「年齢階層」の年齢は、毎年基準日（4月1日）における満年齢です。

イ 年金たる補償の額の自動改定

年金たる補償の額は自動改定が行われます。改定は、年金たる補償を行うべき事由が生じた日（その日が昭和60年4月1日前であるときは、昭和60年4月1日）における平均給与額（法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額）に年金スライド率を乗じて得た額とアによる最低限度額及び最高限度額とを比較して、

改定後の年金たる補償の平均給与額を決定して行います。

ウ 昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置

施行日（昭和62年2月1日）の前日に年金を受ける権利を有していたもので施行日後も年金を受ける権利を有しているものについては、昭和62年1月31日現在のその者の平均給与額が以後最高限度額を超える場合であっても、従前の平均給与額が保障されます。

また、施行日の前日における平均給与額が当初最高限度額を下回っていて、その後、最高限度額を上回るようになった場合も同様です。

ただし、最高限度額を上回る平均給与額が保障されている期間については、年金のスライド率による改定は行われません。